

議員又はその家族に感染の疑いが生じた場合の対応について

◆議員又はその家族に『感染の疑いが生じた場合』の対応について

*『感染の疑いが生じた場合』

- ・発熱等の風邪症状がみられる場合
(風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続いている、強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある。)
- ・発症者の濃厚接触者にあたりと特定された場合
- ・発症者の濃厚接触者との(濃厚)接触がある場合 など

- ①議員又はその家族に『感染の疑いが生じた場合』は、議会事務局に申し出るものとする。
- ②発症者と最後に接触した日から2週間(感染の可能性が無いことが確認されるまで)は健康観察期間とし、自宅待機等行動を自粛するものとする。

◆ご家庭における健康管理・感染症予防対策の励行について

新型コロナウイルスの感染予防のため、各ご家庭内においても、以下の対策に積極的に取り組まれるようお願い致します。

- ①ご家族の定期的な検温、健康観察への取り組み。
- ②丁寧でこまめな手洗い、咳エチケットの徹底。
- ③不要不急の外出、県外への往来を極力控えること。
- ④人混み、「換気の悪い密閉空間」、「多くの人が密集」、「近距離での会話」の条件が重なる場所を避けること。
- ⑤イベントなどの参加を自粛すること。